

(全国一律)低所得の子育て世帯を支援するため、 支援金を支給します

申問 子ども育成課医療・手当係(北別館1階) ☎72-2111 ☎838-0198 小郡市小郡255-1

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し子育て世帯生活支援給付金を支給します。すでに同給付金(ひとり親世帯分)を受給した人は対象となりません。

支給対象

令和3年度住民税(均等割)非課税者

次の①～⑤のいずれかに該当する人

- ①令和3年4月分の児童手当受給者
- ②令和3年4月分の特別児童扶養手当受給者
- ③令和3年度中に16歳～18歳を迎える児童の他に中学生以下の児童を養育している人
- ④令和3年度中に16歳～18歳を迎える児童のみを養育している人
- ⑤令和4年2月末までに生まれた新生児を養育している人

令和3年1月1日以降の家計急変者

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である人と同様の事情にあると認められる人

次の⑥～⑨のいずれかに該当する人

- ⑥令和3年4月分の児童手当受給者
- ⑦令和3年4月分の特別児童扶養手当受給者
- ⑧令和3年度中に16歳～18歳を迎える児童、中学生以下の児童を養育している人
- ⑨令和4年2月末までに生まれた新生児を養育している人

対象児童 平成15年4月2日～令和4年2月28日生まれの児童
特別児童扶養手当の対象となる障がいのある児童は20歳未満
(平成13年4月2日～令和4年2月28日生まれ)

給付額 対象児童1人あたり5万円

給付金の申請方法

【上記①～③に該当する人】

申請は不要です。7月上旬に、対象者には案内を送付します。7月下旬に、令和3年4月分の児童手当・特別児童扶養手当を支給した口座に振り込みます。

【上記④～⑨に該当する人】

申請が必要です。申請書を郵送、または直接子ども育成課窓口へ提出してください。審査後に、指定された口座に振り込みます。

※その他詳しい要件、申請書の取得などは、窓口・市ホームページ(ホーム▶健康・福祉▶健康・医療▶新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ▶低所得世帯の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(その他の世帯分))をご確認ください



申請締切 令和4年3月15日(火)必着

給付金に関する振り込め詐欺や個人情報の搾取にご注意ください

市が、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めることは絶対にありません。

第6期小郡市障がい福祉計画 第2期小郡市障がい児福祉計画を策定しました

☎福祉課障がい者福祉係 ☎72-2111

市では、障害者総合支援法と児童福祉法に基づき障がい者福祉サービスの充実を図るため、新たな障がい者福祉サービスの指針となる「第6期小郡市障がい福祉計画・第2期小郡市障がい児福祉計画(令和3～5年度)」を策定しました。

策定の経過

計画の策定にあたっては小郡三井医師会、民生・児童委員、障がい者支援施設などで構成される自立支援協議会での審議、パブリックコメントの実施を経て、計画を策定しました。



計画の表紙挿絵作者

就労継続支援事業所B型風の丘に通所している
川口加菜さん



▲きれいな色使いで、よく見ると動物や花が描かれています

第6期小郡市障がい福祉計画 第2期小郡市障がい児福祉計画(令和3～5年度)基本目標

1 障がい福祉サービスの充実

障がい者・児、またその家族が地域社会の中で自立し、生きがいをもって生活するために必要とされるサービス量を見込み、その確保に努めます。

2 児童福祉法に基づく障がい児支援サービスの充実

障がい児の健全育成、虐待発生予防や自立支援まで一連の対策強化を図るために必要とされるサービス量を見込み、その確保に努めます。

3 地域生活への移行と就労支援等

入所や入院中の方が地域生活へ移行し、継続できるよう支援体制の整備に努めます。

4 障がい者・児に対する理解の促進

ノーマライゼーションの実現のために啓発活動を行い、障がいに対する理解促進を図ります。

5 防災対策の推進

災害などに備えて地域で障がい者・児を支援するネットワークづくりを推進します。

※計画の詳細を、市ホームページ(ホーム▶健康・福祉▶障がい者福祉▶第6期小郡市障がい福祉計画・第2期小郡市障がい児福祉計画)に掲載しています



国民健康保険税の納税通知書を7月中旬に送付します

問 国保年金課国保係(本館1階) ☎72-2111

令和3年度の国民健康保険税(国保税)の納税通知書を7月中旬に送付します。

国保税は、加入者の皆さんが病気やけがをした時の医療費に充てる貴重な財源です。必ず納期限までに納めましょう。

国保税の納税義務者は世帯主

世帯内に加入者がいれば、国保税は世帯主に課税されます。したがって、世帯主自身はほかの健康保険に加入していても、納税義務者は世帯主となり、世帯主が世帯内の加入者分をまとめて納付します。

令和3年度国保税の税率

税制改正で基礎控除額が43万円になっています。国保税の賦課限度額、税率は昨年度と変更ありません。詳しくは、納税通知書をご確認ください。

所得が少ない人に対する軽減制度の算定式を変更しました

国保税の均等割額・平等割額には、世帯の合計所得や人数に応じて、7割・5割・2割の軽減があります。税制改正に伴い、国保税の負担が増すことのないよう、算定式の変更を行いました。

※軽減措置を受けるためには、所得の申告が必要です

軽減割合	基準額(前年中の所得が下記の金額以下)	
	令和2年度	令和3年度
7割	基礎控除(33万円)	基礎控除(43万円) + (給与所得者等の数-1) × 10万円
5割	基礎控除(33万円) + 28万5千円 × 被保険者数	基礎控除(43万円) + 28万5千円 × 被保険者数 + (給与所得者等の数-1) × 10万円
2割	基礎控除(33万円) + 51万円 × 被保険者数	基礎控除(43万円) + 52万円 × 被保険者数 + (給与所得者等の数-1) × 10万円

※被保険者には、旧世帯主・旧世帯員(後期高齢者医療制度への移行で国保資格を喪失した世帯主・員)を含みます

※給与所得者等とは、給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金等所得者(公的年金等の収入金額60万円超(65歳未満)または125万円超(65歳以上))をいいます

国保税の納付が難しい人へ

新型コロナウイルス感染症の影響等による収入の減少で納付が難しい場合、納税の猶予や税の減免ができることがあります。納税通知書が届きましたら、ご相談ください。

保育士の現場復帰を後押し！
潜在保育士研修を開催します

申 問 保育所・幼稚園課保育支援係 ☎72-6666

保育士資格・幼稚園教諭免許を持ち、保育士として就労を考えている人を対象に、保育現場で活用できるさまざまな研修を行います。参加者特典もあります。

第2回は、保育現場で子どもがケガしたときの対処法を学びます。詳しくは市ホームページをご覧ください。



第2回 保育園で起こりやすいケガの対処法

日時 8月24日(火) / 午前10時～11時30分

会場 あすてらす会議室3

受講料 無料(要申込)

託児 あり(無料)

国民健康保険「限度額適用認定証」更新には申請が必要です

申問 国保年金課国保係(本館1階) ☎72-2111

国民健康保険の限度額適用認定証の有効期限は、7月31日です。引き続き認定証が必要な人は、必ず更新手続きをしてください。自動更新ではありませんのでご注意ください。

対象 小郡市国民健康保険の加入者で、次のいずれかに該当する人

- ①70歳未満の人
- ②70歳以上75歳未満で、住民税非課税世帯(国保世帯と国保加入者全員が住民税非課税)の人
- ③70歳以上75歳未満の現役並み所得者で、課税所得が145万円以上690万円未満の人

※上記以外の方は、7月中に郵送する「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」が認定証を兼ねているため、申請は不要です

※国保税の滞納がある世帯は、認定証の交付が受けられない場合があります

申込締切 8月31日(火)

有効期間 申請月の初日～令和4年7月31日
※市県民税非課税世帯で長期入院該当の適用日は、申請月の翌月1日となります

持参物

- ・現在持っている認定証
 - ・健康保険証
 - ・入院の事実を証明するもの(領収書など)
- ※市県民税非課税世帯で長期入院(過去1年間に91日以上)した人のみ
- ・マイナンバーがわかる書類(世帯主と対象者分)

小学校入学に向けての就学相談会

申問 学校教育課学校教育係 ☎72-2111

教育関係者などの相談員が、お子さんの小学校就学に際しての相談(特別支援など)に応じます。

期日・会場 7月26日(月)あすてらす
27日(火)あすてらす
28日(水)生涯学習センター

時間 午前10時～午後4時

対象 平成27年4月2日～平成28年4月1日に生まれた未就学児

申込方法 電話

申込締切 7月20日(火)

立地協定等を締結しました

申問 商工・企業立地課地域開発推進室 ☎72-2111

5月24日、新たな物流施設の建設に伴い、市は2企業(プロロジス(グループ会社:久山特定目的会社を含む)と福岡ロジテム株式会社)と立地協定及び環境保全に関する協定を締結しました。

協定には、市内雇用の創出や、さまざまな形で本市の経済振興に寄与すること、また事業に伴う環境保全対策に取り組むことが盛り込まれています。

新物流施設の概要

プロロジスと久山特定目的会社(プロロジスグループ会社)が倉庫を建設・管理運営し、テナントとして福岡ロジテムが物流事業を行います

所在地 小郡市山隈300-1他(筑後小郡インターチェンジ北側)

敷地面積 約32,000㎡

延床面積 約27,000㎡

事業開始予定 令和4年7月



後期高齢者医療のお知らせ

申問 国保年金課医療・年金係(本館1階) ☎72-2111

後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します

令和3年度の保険料は、前年中の所得と世帯の課税状況に基づき、決定します。詳しくは、7月中旬に送付する通知書をご覧ください。



新しい後期高齢者医療被保険者証を送付します

現在の被保険者証(水色)の有効期限は、7月31日です。8月1日から使用できる被保険者証(紫色)を、7月下旬に特定記録で送付します。

※保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を窓口で受け取るよう案内する場合があります
※簡易書留を希望する人は、7月12日(月)までに国保年金課へご連絡ください



被保険者証の自己負担割合をご確認ください

医療機関で受診する際の医療費の自己負担割合は、1割または3割です。毎年、前年中の所得をもとに、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行います。

※詳しくは、保険証に同封のパンフレットをご覧ください

後期高齢者医療の限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証も8月に更新です

現在の認定証の有効期限は、7月31日です。既に認定証を持っている人で、引き続き認定証の対象となる場合は、8月1日から使用できる認定証を7月下旬に郵送します。

認定証を持っていない人で、新たに交付を希望する場合は、申請が必要です。次のものを持参し、手続きしてください。

持参物 被保険者証

※対象は、区分Ⅰ・Ⅱ、現役並みⅠ・Ⅱの人です。詳しくは、保険証に同封のパンフレットをご覧ください

令和3年度国民年金保険料免除申請の受付が始まりました

申問 国保年金課医療・年金係(本館1階) ☎72-2111

経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な人を対象に、令和3年度分(令和3年7月～令和4年6月分)の免除申請を7月から受付します。なお、申請時点の2年1か月前までさかのぼって申請することができます。

国民年金保険料の免除制度とは

保険料を納めることが経済的に困難な場合に、保険料の納付を免除・猶予する制度です。未納のまま、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。納付が困難な人は、申請してください。

※免除申請には所得制限がありますので、申請しても却下される場合があります

※退職、感染症の影響による収入の減少を理由とした免除申請もできます。詳しくは、国保年金課にご相談ください